

## 天草市事業継続・再開支援一時金 申請のご案内

熊本県独自の緊急事態宣言の発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛（以下「要請等」という。）の影響により、売上が30%以上減少した中小事業者等へ、一律に法人20万円、個人事業者10万円の一時金を交付します。

### 一時金の対象者

**売上が30%以上減少していても  
対象者要件を満たさなければ対象外です**

要請等に係る協力金の支給対象となっている飲食店と直接又は間接に取引がある方又は不要不急の外出及び移動の自粛要請により直接的な影響を受けた方であって、次のいずれの要件にも該当する中小事業者等。

- (1) 法人の場合は本店の所在地、個人の場合は住所地を市内に有する方
- (2) 国又は熊本県を除く他の地方公共団体から一時金と同様の趣旨による一時金等の交付を受けていない方
- (3) 熊本県時短要請協力金の交付を受けていない方
- (4) 令和3年1月又は2月の売上げ（国又は地方公共団体の持続化給付金等を除く。以下同じ。）が前年又は前々年の同月と比較して30パーセント以上減少している方（令和2年3月から同年12月31日までの間に開業した方（創業特例者）にあっては、令和3年1月又は2月の売上げと開業月から令和2年12月までのうち売上げが最も高い月を比較して30パーセント以上減少している方）
- (5) 令和2年12月31日以前から主たる生業として、法人にあっては年間240万円、個人事業主にあっては120万円（創業特例者にあっては、開業月から令和2年12月までのうち売上げが最も高い月の売上げが、法人は20万円、個人事業主は10万円）以上の事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思がある方
- (6) 市税の滞納をしていない方
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営んでいない方
- (8) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でない方
- (9) 政治活動又は宗教活動を行っていない方
- (10) その他市長が適当ではないと判断した方ではない方

## 売上の減少について

	1月	2月
2019年又は2020年	40万円	40万円
2021	30万円	20万円
減少率	▲25%	▲50%

どちらかの月で  
30%以上減少  
していれば対象

※2019年又は2020年のどちらかを選択できます。

## 支援額

- **一律に法人 20万円 個人事業者 10万円**
- 申請は一事業者あたり1回限りとします。

## 申請期間

令和3年4月12日(月)～令和3年6月30日(水)まで ※令和3年6月30日消印有効

## 申請に必要な書類

HP、市役所もしくは商工会議所、商工会、農協、漁協でも受け取ることができます

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 天草市事業継続・再開支援一時金交付申請（請求）書 【熊本県事業継続・再開支援一時金を受給する方】</li> <li>■ 熊本県事業継続・再開支援一時金の交付決定通知書 【熊本県事業継続・再開支援一時金を受給しない方】</li> <li>■ 対象月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面等）</li> </ul>
法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 2019年又は2020年分の確定申告書別表1及び法人事業概況説明書（30%以上減少した比較月が属する年のもの）</li> </ul>
個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 次のいずれかの書類               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 2019年分又は2020年分の青色申告書第1表及び所得税青色申告決算書控え</li> <li>② 白色申告書第1表の控え</li> </ol>               ※ ①②は、30%以上減少した比較月が属する年のもの             </li> <li>③ 税理士の押印又は署名がある事業収入を証明する書類</li> <li>④ 市民税の申告書類の写し（本庁課税課・支所税担当課で<u>原本証明を受けてください</u>）</li> <li>■ 営業許可証等の写し ※申告書に職業、屋号の記載がない場合のみ</li> </ul>
創業特例者	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開業届の写しなど、事業開始日がわかるもの</li> <li>■ 開業月から令和2年12月までのうち売上が最も高い月の売上台帳</li> </ul>

## 申告書について

申請に必要な書類の「法人の申告書」と「個人事業主の①②の申告書」には次のいずれかが必要となります。

- (1) 収受日付印の押印
- (2) 電子申告日時の印字
- (3) (1)(2)のいずれもない場合は「受信通知」を添付
- (4) (1)(2)(3)のいずれもない場合は、税務署で交付される納税証明書（その2所得金額用）を添付

## 売上台帳について

※熊本県事業継続・再開支援一時金の確定通知書をお持ちの方は不要です。

- (1) 令和3年1月もしくは2月の事業収入が分かる売上台帳等を提出してください。
- (2) 事業収入は新型コロナウイルス感染症対策として、国や地方公共団体から支給された協力金、支援金及び給付金などの**現金給付を除いたうえで算定**するものとします。
- (3) 様式の指定はありませんので、**経理ソフト、エクセル、手書きの売上台帳等**でも構いません。
- (4) **必ず対象月の事業収入であることを確認できる資料（2021年1月もしくは2月と明確に記載されているもの）を提出してください。**

## 注意事項

- (1) 申告書へ職業、屋号の記載がない場合は、営業許可証等の写しなど職業や屋号の確認ができる書類を提出してください。
- (2) 申請した内容と事実が相違することが判明した場合には、一時金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることがあります。

## 申請先及びお問い合わせ先

原則として申請は郵送で受け付けます。令和3年6月30日の消印有効です。

※新型コロナウイルスの感染防止のためご協力をお願いします。

《窓口及び宛先》 〒863-8631 天草市産業政策課 事業継続・再開支援一時金 係

《お問合せ先》 天草市役所 産業政策課 TEL： 32-6786